

(別表第1)(第4条関係)
屋外広告物禁止地域

名 称		範 囲
大町都市計画風致地区（昭和40年建設省告示第602号で告示されたもの）	日向山風致地区	全 地 域
	木崎湖風致地区	全 地 域
	青木湖風致地区	全 地 域
佐久都市計画風致地区（昭和47年長野県告示第769号で告示されたもの）	久保沢風致地区	全 地 域
	一里塚風致地区	全 地 域
	雪窓風致地区	全 地 域
	十二の森風致地区	全 地 域
坂城都市計画風致地区（昭和52年長野県告示第70号で告示されたもの）	岩鼻風致地区	全 地 域

一部改正〔平成11年規則2号・21年1号〕

(別表第2)(第4条関係)
屋外広告物禁止地域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から県道神宮寺諏訪線と立体交差する地点まで	両側各500メートル以内
	県道諏訪辰野線と立体交差する地点から県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と立体交差する地点まで	
	駒ヶ根市道琴ヶ沢線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで	
	一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで	両側各500メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって500メートル以内
高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から奈良井川橋(松本市村井町西二丁目5番5地先)まで	両側各500メートル以内
	立峠トンネル南口(松本市会田字西ノ入4257番2地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各500メートル以内。ただし、千曲都市計画に定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域を除く。
高速自動車国道関越自動車道上越線	八風山トンネル西口(佐久市大字香坂字下茂内34番地先)から薬師山トンネル東口(長野市松代町岩野字山浦149の4番地先)まで	両側各500メートル以内及び八風山トンネル西口からトンネルに向かって500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域 2 坂城都市計画に定められた工業地域 3 千曲都市計画に定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域

	綿内トンネル東口（長野市若穂綿内字北ノ脇7153の1番地先）から長野県と新潟県との境界まで	両側各500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 須坂都市計画に定められた近隣商業地域及び準工業地域 2 信濃都市計画に定められた近隣商業地域及び商業地域
高速自動車国道中部横断自動車道	八千穂高原インターチェンジ（南佐久郡佐久穂町大字千代里3803番2地先）から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各500メートル以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって500メートル以内。ただし、佐久都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域を除く。
一般国道18号	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から北佐久郡御代田町と小諸市との境界まで	両側各1,000メートル以内
	上田市国分字上沖206番1地先から上田市道染屋西野竹線との交差点まで（バイパス）	両側各100メートル以内
	蛇沢大橋（上田市大字住吉字島田225番1地先）から上田市大字秋和字堂屋敷1296番2地先まで（バイパス）	両側各300メートル以内
	一般国道18号との交差点（上田市大字上塩尻字横堰170番の3地先）から上田市と埴科郡坂城町との境界まで（バイパス）	両側各100メートル以内
	上田市と埴科郡坂城町との境界から上田市に向かって500メートル（上田市大字下塩尻字中島106番の2地先）まで及び同境界から埴科郡坂城町に向かって100メートル（埴科郡坂城町大字南条字会地9番13地先）まで	千曲市に向かって右側400メートル以内
	県道杉野沢黒姫停車場線との交差点（上水内郡信濃町大字柏原字西岡1256番の10地先）から上水内郡信濃町道黒姫高原六月線との交差点まで（バ	両側各100メートル以内

	イパス)	
	上水内郡信濃町道黒姫高原六月線との交差点から上水内郡信濃町道野尻新町土橋線との交差点まで	新潟県に向かって左側200メートル以内及び右側上信越高原国立公園との境界まで
一般国道19号	井戸沢橋（岐阜県中津川市山口205番の244地先）から岐阜県と長野県との境界まで	岐阜県と長野県との境界に向かって左側500メートル以内
	岐阜県と長野県との境界から木曽郡南木曽町道麻生線との交差点まで	木曽郡大桑村に向かって左側500メートル以内及び右側200メートル以内
	木曽郡南木曽町道麻生線との交差点から木曽郡南木曽町道渡島線との交差点（木曽郡南木曽町吾妻字城山218番の157地先）まで	木曽郡大桑村に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
	万路沢橋（木曽郡上松町大字上松1252番の入の2地先）から木曽郡木曽町道神戸和合線との交差点まで	木曽郡木祖村に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
	東筑摩郡生坂村道1級2号線との交差点から新山清路橋（東筑摩郡生坂村9504番の2地先）まで	大町市に向かって左側500メートル以内及び右側200メートル以内。ただし、東筑摩郡生坂村道2級7号線との交差点から東筑摩郡生坂村道1級3号線との交差点までの区間の両側各50メートル以内の地域を除く。
	新山清路橋（東筑摩郡生坂村9504番の2地先）から長野市と大町市との境界まで	長野市と大町市との境界に向かって左側200メートル以内及び右側500メートル以内
	長野市と大町市との境界から県道川口大町線との交差点まで	県道川口大町線との交差点に向かって左側200メートル以内
一般国道20号	山梨県と長野県との境界から瀬沢大橋（諏訪郡富士見町大字落合8673番の8地先）まで	両側各300メートル以内
	諏訪市と諏訪郡下諏訪町との境界から諏訪郡下諏訪町道富部新道線との交差点まで	岡谷市に向かって左側諏訪湖岸まで

	岡谷市道15号線との交差点から東山橋（塩尻市大字旧塩尻693番地先）まで	両側各100メートル以内
一般国道117号	一般国道18号との交差点（長野市豊野町蟹沢字南曾峯236番の3地先）から長野市と中野市との境界まで	中野市に向かって右側300メートル以内
一般国道141号	県道下仁田浅科線との交差点から佐久市道3-44号線との交差点まで	両側各100メートル以内
	佐久市道31-15号線との交差点から佐久市道22-2号線との交差点まで	
一般国道142号	片貝新橋（佐久市小宮山字豆生田98番3地先）から佐久市道26-7号線との交差点まで	両側各100メートル以内
一般国道143号	一般国道18号との交差点から一般国道143号との交差点まで（バイパス）	両側各100メートル以内
一般国道148号	大町市道木崎野口泉線との交差点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各300メートル以内
一般国道152号	八ヶ岳中信高原国定公園との境界（茅野市北山3415番の1地先）から茅野市北山1074番の5地先まで	両側各300メートル以内。ただし、茅野市道2B74号線のうち茅野市北山2643番の1地先から同市北山1812番の1地先までの区間の両側各30メートル以内の地域を除く。
	県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点（茅野市本町東5313番の2地先）から茅野市道1B402号線との交差点まで	両側各500メートル以内
一般国道254号	佐久市道36-1号線との交差点（佐久市内山7127番地1地先）から滑津大橋（佐久市大字中込字樋村2224番地1地先）まで（バイパス）	両側各100メートル以内
一般国道256号	一般国道19号との交差点から県道中津川南木曾線との交差	両側各300メートル以内

	点まで	
一般国道292号	上信越高原国立公園との境界（下高井郡山ノ内町大字平穩字桑山道南527番の1地先）から下高井郡山ノ内町大字平穩字宮南805番の11地先まで	両側各100メートル以内。ただし、中野市の区域を除く。
	下高井郡山ノ内町大字平穩字宮南805番の11地先から下高井郡山ノ内町と中野市との境界まで（バイパス）	
	下高井郡山ノ内町と中野市との境界から中野市大字一本木字山神620番の1地先まで（バイパス）	両側各50メートル以内。ただし、下高井郡山ノ内町の区域を除く。
	中野市大字一本木字山神620番の1地先から一般国道403号との交差点（中野市大字吉田字立石木122番地先）まで	両側各25メートル以内
一般国道361号	一般国道19号との交差点（木曾郡木曾町日義535番地1地先）から上伊那郡南箕輪村道沢尻南8号線との交差点まで	両側各100メートル以内
一般国道403号	一般国道292号との交差点（中野市大字吉田字立石木122番地先）から県道中野豊野線との交差点（中野市大字七瀬字前田89番の2地先）まで	両側各50メートル以内
一般国道474号	起点から天龍峡インターチェンジまで	天龍峡インターチェンジに向かって右側500メートル以内及び起点から高速自動車国道中央自動車道西宮線に向かって500メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。
県道真田東部線	上田市道大畑横沢線との交差点から一般国道18号との交差点まで	両側各300メートル以内。ただし、東御市道樋の口・西宮線との交差点から東御市道県・祢津線との交差点までの区間の東御市道県・祢津線との交差点に向かって右側300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域の区域を除く。

県道中津川南木曾線	岐阜県と長野県との境界から一般国道256号との交差点まで	両側各500メートル以内
県道岡谷茅野線	岡谷市湊1丁目3768番4地先から岡谷市と諏訪市の境界まで	諏訪市に向かって左側諏訪湖岸まで
		諏訪市に向かって右側25メートル以内
県道松本空港塩尻北インター線	小俣橋（松本市大字笹賀7014番の2地先）から高速自動車国道中央自動車道長野線塩尻北インターチェンジまで	両側各500メートル以内
県道中野豊野線	一般国道403号との交差点（中野市大字七瀬字前田89番の2地先）から中野トンネル東口まで（バイパス）	両側各50メートル以内
	中野トンネル東口から高速自動車国道関越自動車道上越線信州中野インターチェンジ料金所まで（バイパス）	両側各100メートル以内
県道長野大町線	森下橋（長野市中条住良木字矢崎6981番1地先）から上水内郡小川村大字高府3500番地1地先まで（バイパス）	両側各100メートル以内
	上水内郡小川村大字高府3500番地1地先から大町市美麻15492番地先まで	
	大町市美麻15492番地先から県道小島信濃木崎停車場線との交差点まで	両側各200メートル以内
	県道小島信濃木崎停車場線との交差点から大糸線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道白馬美麻線	北安曇郡白馬村と大町市との境界から県道長野大町線との交差点まで（バイパス）	両側各100メートル以内。ただし、北安曇郡白馬村の区域を除く。
県道信濃信州新線	県道栃原北郷信濃線との交差点から黒姫山国有林との境界（上水内郡信濃町大字柏原字	長野市に向かって右側200メートル以内及び左側500メートル以内

	黒姫山4289番の77地先) まで	
県道諏訪白樺湖小諸線	東御市道矢野沢線との交差点から東御市道御八城大橋線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道下仁田浅科線	佐久市道A東51号線との交差点から一般国道142号との交差点まで (バイパス)	両側各100メートル以内
県道扇沢大町線	中部山岳国立公園との境界 (大町市大字平字籠川谷2117番林22小班地先) から大町市道野口源汲線との交差点まで	両側各500メートル以内
県道長野須坂インター線	長野市と須坂市との境界から長野電鉄河東線との交差点まで	両側各50メートル以内
県道長野荒瀬原線	長野市道若槻2号線との交差点から上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2962番の2地先まで	両側各50メートル以内
県道上田丸子線	一般国道143号との交差点(上田市大字吉田字三丁町50番の18地先) から県道鹿教湯別所上田線との交差点 (上田市大字小島字下原701番の1地先) まで (バイパス)	両側各100メートル以内
県道豊野南志賀公園線	須坂市と上高井郡高山村との境界から上信越高原国立公園との境界 (上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番2地先) まで	両側各100メートル以内
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市道菅の台線との交差点から中央アルプス県立公園との境界まで	中央アルプス県立公園に向かって右側500メートル以内及び左側1,000メートル以内
県道小諸上田線	小諸市大字諸字西平682番の11地先から小諸市道7154号線との交差点まで (バイパス)	両側各100メートル以内
	小諸市道0104号線との交差点から東御市道110号線との交差点まで	両側各300メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 小諸市道0134号線との交差点から小諸市道0202号線との交差点までの区間の東御市に

		<p>向かって左側300メートル以内並びに県道小諸上田線、小諸市道0134号線及び小諸市道0202号線によって囲まれる地域のうち東御市に向かって右側300メートル以内の地域</p> <p>2 小諸市道0102号線との交差点から東御市道滋野212号線との交差点までの区間の上田市に向かって左側300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた工業地域</p> <p>3 東御市道県・祢津線との交差点から東御市道田中293号線との交差点までの区間の上田市に向かって右側300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域</p>
県道小諸軽井沢線	北佐久郡御代田町道西城西宮原線との交差点から北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界まで	両側各300メートル以内
県道坂城インター線	起点から一般国道18号との交差点まで	両側各100メートル以内
県道杉野沢黒姫停車場線	上水内郡信濃町大字野尻字高沢2369番の1地先から黒姫別荘地入口（上水内郡信濃町大字柏原字中原1429番の2地先）まで	両側各500メートル以内
	信越本線との交差点から一般国道18号との交差点（上水内郡信濃町大字柏原字毛無2378番の2地先）まで（バイパス）	両側各100メートル以内
県道茅野停車場八子ヶ峰公園線	一般国道152号との交差点（茅野市本町東5313番の2地先）から八ヶ岳中信高原国定公園との境界（茅野市大字北山4035番地先）まで	両側各500メートル以内
県道耳取三岡停車場線	県道佐久小諸線との交差点から小諸市道0141号線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道丸子北御牧東部線	東御市道矢野沢線との交差点	両側各100メートル以内

	から東御市道浦久保・山崎線との交差点まで	
県道有明大町線	安曇野市道穂高3173号線との交差点から大町市大字常盤字東部6851番の8地先まで	両側各300メートル以内
	大町市大字常盤字東部6851番の8地先から一般国道147号との交差点まで（バイパス）	両側各150メートル以内
県道山田温泉線	上信越高原国立公園との境界（上高井郡高山村大字奥山田字下牛窪3521番2地先）から上高井郡高山村道牧32号線との交差点（上高井郡高山村大字牧字稲荷1158番2地先）まで	両側各100メートル以内
県道御牧原大日向線	東御市道御牧原幹線との交差点から東御市道切久保御牧原線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道姥神奈良井線	一般国道361号との交差点から塩尻市道川入東線との交差点まで	両側各100メートル以内
	塩尻市道川入東線との交差点から一般国道19号との交差点まで	一般国道19号との交差点に向かって左側100メートル以内及び右側一級河川奈良井川まで
県道あづみの公園大町線	起点から一般国道147号との交差点まで	両側各100メートル以内
長野市道千曲河畔線	一般国道117号との交差点（長野市豊野町蟹沢字南曾峯307番地1地先）から長野市豊野町蟹沢字手子塚1342番地1地先まで	長野市豊野町蟹沢字手子塚1342番地1地先に向かって右側300メートル以内
上田市道川辺町国分線	国分トンネル東口（上田市国分字堂浦816番5地先）から終点まで	両側各100メートル以内及び国分トンネル東口からトンネルに向かって100メートル以内
上田市道丸子北御牧線	県道別所丸子線との交差点（上田市御嶽堂2403番3地先）から上田市と東御市との境界まで	両側各100メートル以内
小諸市道0104号線	北佐久郡御代田町と小諸市と	両側各300メートル以内。ただ

	の境界から県道小諸上田線との交差点まで	し、別表第3の小諸市道0104号線の許可地域に係る区域を除く。
小諸市道0135号線	県道小諸上田線との交差点から小諸市大字西原字田中反263番の5地先まで	両側各100メートル以内
小諸市道0136号線	県道佐久小諸線との交差点から小諸市と東御市との境界まで	両側各100メートル以内
小諸市道0141号線	一般国道141号との交差点(小諸市大字御影新田字香久保2595番地1地先)から県道小諸中込線との交差点まで	両側各100メートル以内
伊那市道環状南線	一般国道153号との交差点から県道伊那生田飯田線との交差点まで	両側各50メートル以内
伊那市道上新田16号線	県道伊那生田飯田線との交差点から伊那市道上新田20号線との交差点まで	両側各50メートル以内
伊那市道上新田20号線	伊那市道上新田16号線との交差点から伊那市道青島耕地5号線との交差点まで	両側各50メートル以内
伊那市道三峰川右岸土地改良幹線	伊那市道青島耕地5号線との交差点から県道西伊那線との交差点まで	両側各50メートル以内
大町市道木崎野口泉線	一般国道148号との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内
大町市道沓掛柿ノ木線	一般国道147号との交差点から大糸線との交差点まで	両側各150メートル以内
	大糸線との交差点から県道有明大町線との交差点(大町市大字常盤字泉東原5679番地先)まで	両側各300メートル以内
大町市道青木佐野坂線	佐野坂トンネル南口(大町市大字平23497番の2地先)から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各100メートル以内

大町市道泉36号線	県道有明大町線との交差点から県道檜ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内
大町市道大崎西原線	大町市道常盤西線との交差点から終点まで	両側各100メートル以内。ただし、国営アルプスあづみの公園の区域を除く。
茅野市道1 B 297号線	茅野市道1 B 402号線との交差点から茅野市道2級26号線との交差点まで	両側各500メートル以内
茅野市道1 B 402号線	一般国道152号との交差点から茅野市道1 B 297号線との交差点まで	両側各500メートル以内
塩尻市道川入東線	県道姥神奈良井線との交差点から塩尻市大字奈良井1146番地12地先まで	両側各100メートル以内
東御市道矢野沢線	県道丸子北御牧東部線との交差点から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道切久保御牧原線	県道東部望月線との交差点から県道御牧原大日向線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道浦久保・山崎線	上田市と東御市との境界から県道丸子北御牧東部線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道御八城大橋線	県道東部望月線との交差点から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道御牧原幹線	小諸市と東御市との境界から県道御牧原大日向線との交差点まで	両側各100メートル以内
東御市道和110号線	県道小諸上田線との交差点から上田市と東御市との境界まで	両側各300メートル以内。ただし、上田市の区域を除く。
北佐久郡御代田町道西城西宮原線	小諸市と北佐久郡御代田町との境界から県道小諸軽井沢線との交差点まで	両側各300メートル以内
諏訪郡下諏訪町道湖岸通り線	県道岡谷下諏訪線との交差点から諏訪郡下諏訪町道東赤砂	諏訪郡下諏訪町道東赤砂通り線との交差点に向かって右側50メ

	通り線との交差点まで	一トール以内及び左側諏訪湖岸まで
諏訪郡原村道6503号線	県道弘沢富士見線との交差点から県道茅野小淵沢葦崎線との交差点まで	両側各300メートル以内
諏訪郡原村道8158号線	県道茅野小淵沢葦崎線との交差点から県道富士見原茅野線との交差点まで	両側各300メートル以内
上高井郡高山村道牧5号線	県道大前須坂線との交差点から県道豊野南志賀公園線との交差点まで	両側各100メートル以内
ふるさと林道台ヶ峰線	木曾郡上松町道鬼淵線との交差点から木曾郡木曾町福島4422番地16地先まで	木曾郡木曾町福島4422番地16地先に向かって左側100メートル以内及び右側一級河川木曾川まで
	木曾郡木曾町福島4422番地16地先から県道開田三岳福島線との交差点まで	県道開田三岳福島線に向かって左側100メートル以内及び右側300メートル以内
北陸新幹線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	両側各500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 佐久都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 上田都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 3 千曲都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
	第4千曲川橋梁（長野市豊野町蟹沢269番1地先）から飯山トンネル南口（飯山市大字飯山1626番地4地先）まで	両側500メートル以内。ただし飯山都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域を除く。
篠ノ井線	県道原洗馬停車場線との交差点から塩尻市と松本市との境界まで	南松本駅に向かって左側500メートル以内
	千曲市大字八幡字柳田日影7366番の6地先から千曲市道9485号線との交差点まで	稲荷山駅に向かって右側800メートル以内

しなの鉄道線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から同町と佐久市との境界まで	両側各500メートル以内。ただし、別表第4の御代田駅前広場の許可地域に係る区域を除く。
	上田市大字天神2丁目1877番の10地先から上田市道泉平坂下線との交差点まで	西上田駅に向かって右側300メートル以内

(備考)

「ふるさと林道」とは、ふるさと林道緊急整備事業による林道をいう。

一部改正〔平成7年規則2号・25号・29号・8年1号・21号・30号・9年1号・34号・11年2号・52号・12年47号
 ・14年24号・15年50号・16年2号・52号・17年1号・50号・18年2号・28号・19年47号・20年39号・21年1号
 ・21年36号・21年45号・22年8号・23年2号・24年11号・24年35号・26年8号・30年1号〕

(別表第3)(第9条関係)
屋外広告物許可地域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から 県道神宮寺諏訪線と立体交差 する地点まで	両側各1,000メートル以内
	県道諏訪辰野線と立体交差す る地点から県道駒ヶ根駒ヶ岳 公園線と立体交差する地点ま で	
	駒ヶ根市道琴ヶ沢線と立体交 差する地点から上り線座光寺 パーキングエリア終点(飯田 市座光寺172番の2地先)ま で	
	一般国道153号と立体交差す る地点(飯田市山本488番の 5地先)から恵那山トンネル 東口(下伊那郡阿智村智里 3436番の3地先)まで	両側各1,000メートル以内及び 恵那山トンネル東口からトン ネルに向かって1,000メートル以 内
高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道 西宮線との交差点から奈良井 川橋(松本市村井町西二丁目 5番5地先)まで	両側各1,000メートル以内
	立峠トンネル南口(松本市会 田字西ノ入4257番2地先)か ら高速自動車国道関越自動車 道上越線との交差点まで	
高速自動車国道関越自動車道上越線	八風山トンネル西口(佐久市 大字香坂字下茂内34番地先) から薬師山トンネル東口(長 野市松代町岩野字山浦149の 4番地先)まで	両側各1,000メートル以内及び 八風山トンネル西口からトン ネルに向かって1,000メートル以 内
	綿内トンネル東口(長野市若 穂綿内字北ノ脇7153の1番地 先)から長野県と新潟県との 境界まで	両側各1,000メートル以内

<p>高速自動車国道中部横断自動車道</p>	<p>八千穂高原インターチェンジ（南佐久郡佐久穂町大字千代里3803番2地先）から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで</p>	<p>両側各1,000メートル以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって1,000メートル以内</p>
<p>一般国道18号</p>	<p>北佐久郡御代田町と小諸市との境界から一級河川蛇堀川との交差点（小諸市大字加増字袖川原1302番の1地先）まで</p>	<p>両側各500メートル以内</p>
	<p>小諸市大字乙字西之辺495番の7地先から一般国道141号との交差点（上田市踏入2丁目1122番ノ29地先）まで</p>	<p>両側各500メートル以内。ただし、東御市の区域のうち、次に掲げる道路の両側各30メートル以内の地域を除く。 1 県道東部望月線のうち東御市道田中50号線との交差点から東御市道常田・桜井線との交差点までの区間 2 県道東部望月線のうち東御市田中字下沖291番の2地先から同市田中字下沖287番の1地先までの区間 3 東御市道田中・西海野線のうち県道丸子東部インター線との交差点から県道東部望月線との交差点までの区間</p>
	<p>一般国道141号との交差点（上田市踏入2丁目1122番29地先）から県道小諸上田線との交差点まで</p>	<p>埴科郡坂城町に向かって右側500メートル以内及び左側200メートル以内</p>
	<p>上田市道染屋西野竹線との交差点から上田市道川原柳豊里線との交差点まで(バイパス)</p>	<p>両側各100メートル以内</p>
	<p>上田市道川原柳豊里線との交差点から蛇沢大橋（上田市大字住吉字島田225番1地先）まで（バイパス）</p>	<p>両側各500メートル以内</p>
	<p>上田市大字秋和字堂屋敷1296番2地先から一般国道18号との交差点（上田市大字上塩尻字横堰170番の3地先）まで（バイパス）</p>	
	<p>上田市道西脇緑が丘西線との交差点から県道清野篠ノ井停</p>	<p>両側各500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。</p>

	<p>車場線との交差点まで</p>	<p>1 埴科郡坂城町の区域内</p> <p>(1) 埴科郡坂城町道B040号線との交差点から埴科郡坂城町道B014号線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域</p> <p>(2) 県道新田坂城停車場線のうち埴科郡坂城町大字坂城字坂端10200番地先から埴科郡坂城町道B003号線との交差点まで及び埴科郡坂城町道0042号線との交差点から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで、埴科郡坂城町道B003号線のうち県道新田坂城停車場線との交差点から埴科郡坂城町道0020号線との交差点まで、埴科郡坂城町道0020号線のうち埴科郡坂城町道B003号線との交差点から埴科郡坂城町道0024号線との交差点まで、埴科郡坂城町道0024号線のうち埴科郡坂城町道0020号線との交差点から埴科郡坂城町道0052号線との交差点まで、埴科郡坂城町道0052号のうち埴科郡坂城町道0024号線との交差点から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで、県道上室賀坂城停車場線のうち埴科郡坂城町道0052号との交差点から県道新田坂城停車場線との交差点まで並びに埴科郡坂城町道0042号線のうち県道新田坂城停車場線との交差点から埴科郡坂城町大字坂城字立町6352番ノ3地先までの区間並びに埴科郡坂城町道0042号線の埴科郡坂城町大字坂城字立町6352番ノ3地先と県道新田坂城停車場線の埴科郡坂城町大字坂城字坂端10200番地先とを結ぶ線で囲まれる地域</p> <p>(3) (2)に掲げる地域に接続する30メートル（県道上室賀坂城停車場線に係る部分</p>
--	-------------------	--

		<p>にあつては50メートル) 以内の地域</p> <p>(4) 県道上室賀坂城停車場線のうち埴科郡坂城町道0052号線との交差点から埴科郡坂城町道A03号線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域</p> <p>(5) 埴科郡坂城町道0042号線のうちしなの鉄道線との交差点から一般国道18号との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域</p> <p>2 千曲市の区域内</p> <p>(1) 一般国道18号のうち千曲市道332号線との交差点から千曲市道1-14号線との交差点までの区間の長野市に向かつて右側しなの鉄道線まで及び左側200メートル以内の地域(別表第4の戸倉駅前広場の許可地域に係る区域を除く。)</p> <p>(2) 一般国道18号、県道白石千曲線、一般国道403号、千曲市道1000号線及び千曲市道1100号線で囲まれる地域</p> <p>(3) 県道白石千曲線との交差点から千曲市道2193号線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域</p> <p>(4) 次に掲げる道路の両側各30メートル以内の地域</p> <p>ア 一般国道403号のうち県道白石千曲線との交差点(千曲市大字屋代1902番地1地先)から千曲市道4228号線との交差点までの区間</p> <p>イ 県道屋代停車場線のうち起点(屋代駅前)から千曲市道1000号線との交差点までの区間</p> <p>ウ 千曲市道1000号線のうち県道屋代停車場線との交差点から千曲市道1050号線との交差点までの区間</p>
--	--	---

一般国道20号	諏訪市と諏訪郡下諏訪町との境界から諏訪郡下諏訪町道富部新道線との交差点まで	岡谷市に向かって右側100メートル以内
	岡谷市道23号線との交差点から岡谷市道岡谷514号線との交差点まで	両側各300メートル以内
	岡谷市道11号線との交差点から塩尻市道旧国道柿沢金井線との交差点まで	両側各300メートル以内
一般国道141号	佐久市道3-44号線との交差点から佐久市道31-15号線との交差点まで	両側各100メートル以内
一般国道474号	起点から天龍峡インターチェンジまで	天龍峡インターチェンジに向かって右側1,000メートル以内及び起点から高速自動車国道中央自動車道西宮線に向かって1,000メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。
県道真田東部線	東御市道樋の口・西宮線との交差点から東御市道県・祢津線との交差点まで	東御市道県・祢津線との交差点に向かって右側300メートル以内
県道小諸上田線	小諸市道0134号線との交差点から小諸市道0202号線との交差点まで	東御市に向かって左側300メートル以内並びに県道小諸上田線、小諸市道0134号線及び小諸市道0202号線によって囲まれる地域のうち東御市に向かって右側300メートル以内の地域
	小諸市道0102号線との交差点から東御市道212号線との交差点まで	上田市に向かって左側300メートル以内
	東御市道県・祢津線との交差点から東御市道田中293号線との交差点まで	上田市に向かって右側300メートル以内
県道岡谷下諏訪線	諏訪郡下諏訪町道赤砂通り線との交差点から諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点まで	諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点に向かって右側諏訪湖岸まで
県道宮村湯田中停車場線	終点から起点に向かって80メートル（下高井郡山ノ内町大字平穏字町南299番の4地先）	起点に向かって右側40メートル以内

	まで	
上田市道川原柳豊里線	神里橋（上田市大字林之郷字上川原564番の1地先）から上田市と東御市との境界まで	両側各100メートル以内
岡谷市道32号線	岡谷市道岡谷215号線との交差点から岡谷市道長地310号線との交差点まで	岡谷市道長地310号線との交差点に向かって右側諏訪湖岸まで
岡谷市道長地310号線	岡谷市道32号線との交差点から岡谷市と諏訪郡下諏訪町との境界まで	諏訪郡下諏訪町との境界に向かって右側諏訪湖岸まで
小諸市道0104号線	松井隧道西口（小諸市甲御堂上4518番地3地先）から小諸市甲高津屋4707番地2地先まで	両側各300メートル以内
	小諸市道7023号線との交差点から県道菱野筒井線との交差点まで	
塩尻市道旧国道柿沢金井線	一般国道20号との交差点から塩尻市道長井坂線との交差点まで	両側各300メートル以内
諏訪郡下諏訪町道富部新道線	一般国道20号との交差点から諏訪郡下諏訪町道田中線との交差点まで	諏訪市に向かって右側諏訪湖岸まで
諏訪郡下諏訪町道田中線	諏訪郡下諏訪町道富部新道線との交差点から諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点まで	
諏訪郡下諏訪町道古川通り線	諏訪郡下諏訪町道田中線との交差点から県道岡谷下諏訪線との交差点まで	
諏訪郡下諏訪町道赤砂通り線	県道岡谷下諏訪線との交差点から諏訪郡下諏訪町と岡谷市との境界まで	
北陸新幹線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	両側各1,000メートル以内
	第4千曲川橋梁（長野市豊野	

	町蟹沢269番地1地先) から飯山トンネル南口(飯山市大字飯山1626番地4地先) まで	
中央本線	一級河川砥川との交差点(諏訪郡下諏訪町字社275番の1地先) から一級河川横河川との交差点(岡谷市堀ノ内1丁目2067番の2地先) まで	両側各300メートル以内
	一級河川横河川との交差点(岡谷市堀ノ内1丁目2067番の2地先) から岡谷市道104号線との交差点まで	両側各100メートル以内
しなの鉄道線	北佐久郡御代田町と佐久市との境界から一級河川蛇堀川との交差点(小諸市大字甲字蛇堀川1947番地先) まで	両側各500メートル以内
	小諸市大字丙字中堰241番の14地先から東御市と上田市との境界まで	両側各500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 東御市の区域内 次に掲げる道路の両側各100メートル以内の地域 (1) 県道東御孺恋線のうち起点(滋野駅前) から東御市道羽毛田・赤岩線との交差点までの区間 (2) 東御市道常田・桜井線のうち東御市道羽毛田・赤岩線との交差点から東御市道滋野16号線との交差点までの区間 2 東御市の区域内 次に掲げる道路の両側各30メートル以内の地域 (1) 県道東部望月線のうち東御市道田中50号線との交差点から東御市道常田・桜井線との交差点までの区間 (2) 県道東部望月線のうち東御市田中字下沖291番の2地先から同市田中字下沖287番の1地先までの区間 (3) 東御市道田中・西海野線のうち県道丸子東部インタ

		一線との交差点から県道東部望月線との交差点までの区間
	上田市道踏入大屋線との交差点から上田市道熊の小路線との交差点まで	両側各200メートル以内
	上田市天神2丁目1877番の10地先から上田市道泉平坂下線との交差点まで	西上田駅に向かって左側300メートル以内
	上田市道泉平坂下線との交差点から一般国道18号との交差点（埴科郡坂城町大字坂城字四反田9598番ノロ地先）まで。ただし、上田市道泉平坂下線との交差点を除く。	戸倉駅に向かって左側500メートル以内及び右側（上田市道泉平坂下線との交差点から戸倉駅に向かって500メートルまで（同交差点を除く。）に係る部分に限る。）100メートル以内
	千曲市道1060号線との交差点から県道白石千曲線との交差点まで	篠ノ井駅に向かって右側300メートル以内

一部改正〔平成7年規則2号・29号・8年1号・9年1号・34号・11年2号・52号・14年24号・15年50号・16年2号・19年47号・20年39号・21年1号・21年36号・21年45号・23年2号・24年35号・26年8号・30年1号〕

(別表第4)(第9条関係)
屋外広告物許可地域

種類及び名称	区 間	範 囲
上田駅前広場	秋和踏入線（平成14年長野県告示第112号で告示された上田都市計画道路3・4・4秋和踏入線）の上田駅お城口前	約8,800平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル（広場と上田都市計画道路が接する区間にあつては、30メートル）以内
岡谷駅前広場	下諏訪辰野線（昭和54年長野県告示第588号で告示された岡谷都市計画道路3・4・9下諏訪辰野線）の起点付近	約5,200平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
伊那市駅前広場	伊那停車場沢尻線（昭和53年長野県告示第28号で告示された伊那都市計画道路3・4・4伊那停車場沢尻線）の起点付近	約1,450平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
伊那北駅前広場	名古屋塩尻線（昭和53年長野県告示第44号で告示された伊那都市計画道路3・4・3名古屋塩尻線）の起点付近	約1,700平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
信濃大町駅前広場	中央通線（昭和53年長野県告示第487号で告示された大町都市計画道路3・4・4中央通線）の起点付近	約3,500平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
塩尻駅前広場	昭和通線（昭和55年長野県告示第136号で告示された塩尻都市計画道路3・4・2昭和通線）の塩尻駅前	約6,370平方メートルの広場及びこれに接続する40メートル以内
	桔梗ヶ原線（昭和55年長野県告示第136号で告示された塩尻都市計画道路3・5・3桔梗ヶ原線）の塩尻駅西口前	約2,760平方メートルの広場及びこれに接続する40メートル以内
佐久平駅前広場	佐久駅蓼科口線（平成6年長野県告示第266号で告示された佐久都市計画道路3・4・34佐久駅蓼科口線）の佐久平駅蓼科口前	約10,500平方メートルの広場及びこれに接続する50メートル以内
	佐久駅浅間口線（平成6年長野県告示第266号で告示された佐久都市計画道路3・4・36佐久駅浅間口線）の佐久平駅浅間口前	約4,000平方メートルの広場及びこれに接続する50メートル以内
臼田駅前広場	臼田駅中央線（昭和54年長野県告示第737号で告示された佐久都市計画道路3・5・22臼田駅中央線）の起点付近	約1,200平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

御代田駅前広場	御代田駅大林線（昭和54年御代田町告示第33号で告示された佐久都市計画道路3・5・26御代田駅大林線）の御代田駅前	約3,000平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
戸倉駅前広場	駅前通り線（昭和54年長野県告示第746号で告示された戸倉上山田都市計画道路3・4・1駅前通り線）の起点付近	約3,200平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
湯田中駅前広場	県道宮村湯田中停車場線の終点付近	約3,000平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

一部改正〔平成8年規則30号・9年34号・11年2号・14年24号・19年47号・21年1号・24年35号〕

(別表第5) (第9条関係)
屋外広告物許可地域における許可の基準

区 分		基 準			
		許可地域全域			
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの	
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下		
		そ の 他	建築物から横にはみ出さないこと。		
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下		
		袖看板	下端の高さ		道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
			壁面からの出幅		1.5メートル以下
			道路上の出幅		1.0メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。			
	地上に設置する広告物等	高 さ	13メートル以下		
		表 示 面 積	合計50平方メートル以下		
その他の広告物等		—			

(別表第6)(第10条関係)

軽井沢町屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

北佐久郡軽井沢町(以下、この別表において「軽井沢町」という。)の区域のうち、上信越高原国立公園の特別地域の区域(平成6年7月1日現在の区域をいう。)を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

軽井沢町屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

(1) 第一種低層住居専用地域、風致地区、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により指定された農業振興地域、上信越高原国立公園の普通地域(第1種住居地域内にあるものを除く。)、妙義荒船佐久高原国定公園の区域又は付表に掲げる地域に適用する基準

ア 自己用広告物の基準

(ア) 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

(イ) 動光、点滅照明その他これらに類するもの(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。

(ウ) 地色の彩度8以下であること(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)

(エ) 反射光のある素材は使用しないこと(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
屋 上 広 告 物	表 示 面 積	壁面広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
	本 体 の 高 さ	2メートル以下かつ表示する建築物の高さの3分の1以下
	地 上 か ら の 高 さ	10メートル以下
	そ の 他	表示する建築物から横にはみ出さないこと。
壁 面 広 告 物	表 示 面 積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
袖 看 板	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	壁 面 か ら の 出 幅	1.5メートル以下
	道 路 上 の 出 幅	1.0メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。
地 上 に 設 置 す る	高 さ	10メートル以下

広告物等		掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。
	そ の 他	

イ アに掲げるもの以外のものの基準

項 目	基 準
用 途	軽井沢町の区域の著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもので公益上必要なもの
規格及び色彩	縦0.55メートル、横1.8メートル、片面又は両面のもので白地に紺文字のもの
地上からの高さ	5メートル以下
個 数	1地点又は1施設について2個以内

(2) (1)に掲げる地域以外の地域に適用する基準

ア ネオンその他これに類するものは使用しないこと。

イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
屋上広告物	表 示 面 積	壁面広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下、かつ、当該建築物において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者当たり20平方メートル以下並びに1基の表示面積10平方メートル以下
	本 体 の 高 さ	2メートル（近隣商業地域にあつては、3メートル）以下かつ表示する建築物の高さの3分の1以下
	地上からの高さ	10メートル（近隣商業地域にあつては、13メートル）以下
	そ の 他	表示する建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物	表 示 面 積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下、かつ、当該建築物において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者当たり20平方メートル以下並びに1基の表示面積10平方メートル以下
袖看板	表 示 面 積	合計10平方メートル以下
	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下

	道路上の出幅	1.0メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	合計10平方メートル以下
	高さ	10メートル以下
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

6年（当該指定があつた際、現に条例第8条第1項の規定による許可（当該許可について条例第12条第1項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可）を受けて表示され、又は設置されている広告物等にあつては、当該許可の有効期間）

5 適用除外となる広告物等

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用広告物で、表示面積の合計3平方メートル以下のもの

(3) 祭典その他年中行事のためにするもの

(4) 営利を目的としない広告物等で次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(5) 住居への案内のための広告物等であつて次のア及びイに該当するもの

ア 高さ12センチメートル以下、上底45センチメートル以下かつ下底50センチメートル以下で、内角に直角を有する台形であるもの

イ 焦げ茶地に白文字又は白地に黒文字のもの

(6) 街路灯柱に設置される袖看板で表示面積0.5平方メートル以下のもの

(付表)

道路等に接続する地域で2の(1)の基準を適用する地域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
一般国道18号	群馬県と長野県との境界から軽井沢駅に向かって1,000メートル（軽井沢町軽井沢東38番の8地先）まで	両側各1,000メートル以内
	群馬県と長野県との境界から軽井沢町大字長倉字西ノ河原1259番の293地先まで（バイパス）	両側各300メートル以内
	県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線の交差点から北佐久郡御代田町との境界まで	両側各1,000メートル以内

県道下仁田軽井沢線	県道松井田軽井沢線との交差点からしなの鉄道線との交差点まで	両側各1,000メートル以内
県道小諸軽井沢線	北佐久郡御代田町と軽井沢町との境界から一般国道18号との交差点まで	両側各300メートル以内
県道松井田軽井沢線	群馬県と長野県との境界から県道下仁田軽井沢線との交差点まで	両側各500メートル以内
県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線	北佐久郡軽井沢町道発地馬取線との交差点から一般国道18号との交差点まで	両側各200メートル以内
北佐久郡軽井沢町道発地馬取線	県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線との交差点から県道下仁田軽井沢線との交差点（軽井沢町大字発地字馬越1399番の47地先）まで	両側各200メートル以内
しなの鉄道線	一般国道18号（バイパス）との交差点から北佐久郡御代田町との境界まで	両側各500メートル以内

国道117号沿道屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

一般国道117号又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、次の表に定める地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

区 分	区 間	範 囲
第1種地域	高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジから飯山市道2-120号線との交差点まで（バイパス）	両側各200メートル以内
	飯山市道7-397号線との交差点から下水内郡栄村大字豊栄字大門251番の1地先まで（バイパス）	
第2種地域	飯山市道2-120号線との交差点から清川橋（飯山市大字静間字町尻1345番の1地先）まで	両側各100メートル以内
	下水内郡栄村大字豊栄字大門251番の1地先から長野県と新潟県との境界まで	
第3種地域	清川橋（飯山市大字静間字町尻1345番の1地先）から飯山市道7-397号線との交差点まで（バイパス）	両側各30メートル以内

2 許可及び許可の更新の基準

(1) 第1種地域に適用する基準

ア 自己の氏名、事業又は営業に関して表示するものの基準

(ア) 自己の住居、事務所、営業所等に表示する場合

- a 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
- b 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- c 地色の彩度8以下であること。
- d 反射光のある素材は使用しないこと。
- e 屋上には表示しないこと。
- f a から e までに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
壁 面 広 告 物	表 示 面 積	表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
袖 看 板	表 示 面 積	合計5平方メートル以下
	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.0メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する 広告物等	表 示 面 積	1面5平方メートル以下
	高 さ	5メートル以下

(イ) 自己の住居、事務所、営業所等以外に表示する場合

- a (ア)のbからeまでに掲げるもの
- b 一般国道117号を挟んだ自己の住居、事務所、営業所等の敷地の反対側以外には、表示し、又は設置しないこと。
- c a 及び b に掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

項 目	基 準
規 格	縦0.55メートル以下かつ横1.8メートル以下で、長方形のもの
地上からの高さ	5メートル以下
個 数	1個

イ アに掲げるもの以外のものの基準

- (ア) アの(ア)のbからeまでに掲げるもの
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

項 目	基 準
用 途	著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもの

規 格	縦0.55メートル以下かつ横1.8メートル以下で、長方形のもの
色 彩	焦げ茶地に白文字、紺地に白文字又は白地に紺文字のもの
地上からの高さ	5メートル以下

(2) 第2種地域又は第3種地域に適用する基準

- ア (1)のアの(ア)のbからeまでに掲げるもの
- イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
壁面広告物	表示面積	表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の10分の3（第3種地域にあっては、10分の4）以下
袖看板	表示面積	合計5平方メートル以下
	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.0メートル以下
	その他	壁面上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	1面10平方メートル以下かつ1基の表示面積20平方メートル以下。ただし、自己用広告物以外のもので、第2種地域に設置するものにあつては、1面5平方メートル以下かつ1基の表示面積10平方メートル以下
	高さ	10メートル以下。ただし、自己用広告物以外のもので、第2種地域に設置するものにあつては、5メートル以下

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
3年（第2種地域又は第3種地域にあっては、6年）

5 適用除外となる広告物等

- (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 祭典その他年中行事等のためにするもの
- (3) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

- エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- (5) 地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人により地域の活性化を目的として設置された施設の敷地内に表示するもの
- (6) 第1種地域に表示し、又は設置する自己用広告物で、次のアからエまでに該当するもの（屋上広告物を除く。）
 - ア 表示面積の合計が3平方メートル以下のもの
 - イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの
 - ウ 反射光のある素材を使用しないもの
 - エ 地上に設置する広告物等にあつては、高さ5メートル以下のもの
- (7) 第2種地域又は第3種地域に表示し、又は設置するもので、次のア及びイに該当するもの（屋上広告物を除く。）
 - ア (6)のイからエまでに掲げるもの
 - イ 1面3平方メートル以下かつ1基の表示面積6平方メートル以下のもの

長和町和田屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

小県郡長和町和田の区域のうち、八ヶ岳中信高原国定公園の区域（平成8年5月1日現在の区域をいう。）を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

長和町和田屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 表示面積の合計が15平方メートル以下であること。
- (2) 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- (3) 地色の彩度8以下であること。
- (4) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (5) 屋上には表示しないこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関して表示するものの基準
 - イ 自己の住居、事業所、営業所等に表示する場合

区 分	項 目	基 準
壁 面 広 告 物	表 示 面 積	表示する壁面の面積の5分の1以下
袖 看 板	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上の出幅	1メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する 広告物等	高 さ	8メートル以下
	道路からの距離	1メートル以上
	そ の 他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置

	が施されていること。
--	------------

(イ) 自己の住居、事業所、営業所等以外に表示する場合

項 目	基 準
用 途	小県郡長和町和田の区域の事業所、営業所等への案内のためのもの
規 格	縦1メートル以下かつ横2メートル以下、1面1平方メートル以下で、片面又は両面のもの
地上からの高さ	5メートル以下
場所及び個数	事業所、営業所等へ通ずる主たる道路における交差点について2個以内

イ アに掲げるもの以外のものの基準

項 目	基 準
用 途	著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもの
規 格	縦1メートル以下かつ横2メートル以下で、片面又は両面のもの
地上からの高さ	5メートル以下
個 数	1地点又は1施設について2個以内

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域若しくは場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

3年

5 適用除外となる広告物等

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 祭典その他年中行事等のためにするもの

(3) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(4) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの（屋上広告物を除く。）

ア 表示面積の合計が3平方メートル以下のもの

イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの

ウ 反射光のある素材を使用しないもの

白馬村屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

北安曇郡白馬村（以下この別表において「白馬村」という。）の区域のうち、中部山岳国立公園の区域（平成8年10月1日現在の区域をいう。）を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

白馬村屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 動光、点滅照明その他これらに類するものは使用しないこと。
- (2) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (3) 屋上には表示しないこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 自己用広告物（カに掲げるものを除く。）の基準

(ア) 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
壁 面 広 告 物	表 示 面 積	表示する壁面の面積の5分の1以下
	個 数	1建築物について1個
袖 看 板	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する 広告物等	表 示 面 積	1面5平方メートル以下
	高 さ	6メートル以下
	道路からの距離	1メートル以上
	そ の 他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

イ 著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもの（エ、オ及びカに掲げるものを除く。）の基準

項 目	基 準
規 格	長方形（短い辺の長さが1.8メートル以下かつ長い辺の長さが短い辺の長さの1.6倍のものに限る。）で、片面又は両面のもの。ただし、1面の表示面積が1平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。
地上からの高さ	6メートル以下
個 数	1地点又は1施設について2個以内

ウ 道路の名称を表示するもの又は集落への案内のためのもの（エに掲げるものを除

く。)の基準

項 目	基 準
規 格	長方形（短い辺の長さが1.8メートル以下かつ長い辺の長さが短い辺の長さの1.6倍のものに限る。）で、片面又は両面のもの。ただし、1面の表示面積が1平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。
地上からの高さ	6メートル以下

エ 集落内の案内図の基準

1面の表示面積が10平方メートル以下で、片面又は両面のものであること。

オ スキー場への案内のためのもの（カに掲げるものを除く。）の基準

項 目	基 準
個 数	1スキー場について2個以内（冬期間における仮設的なものを除く。）
表 示 面 積	1面5平方メートル以下で、片面又は両面のもの
そ の 他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、他のスキー場への案内のための屋外広告物を掲出する物件に共同して表示すること。

カ スキー場内の案内図の基準

1面の表示面積が10平方メートル以下であること。

キ 白馬村の区域の事業所、営業所等への案内のためのものの基準

項 目	基 準
表 示 面 積	1面0.5平方メートル以下かつ1個の表示面積1平方メートル以下
地上からの高さ	6メートル以下
設 置 場 所	付表に掲げる地域以外の地域に表示し、又は設置すること。
そ の 他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、白馬村の区域の他の事業所、営業所等への案内のための屋外広告物を掲出する物件（1面の面積が5平方メートル以下のものに限る。）に共同して表示すること。

ク アからキまでに掲げるもの以外のものの基準

項 目	基 準
用 途 等	屋外広告物の表示面の一部に当該屋外広告物の用途以外の用途のために表示するもの

表示面積	屋外広告物の1面の表示面積の20分の1以内
------	-----------------------

- 3 許可の有効期間
3年
- 4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
3年（2の(4)のア又はキに掲げる広告物等で、表示面積の基準に適合しているものにあつては、6年）
- 5 適用除外となる広告物等
 - (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (2) スポーツ大会又は文化事業（別に定めるものに限る。）のため、これらを主催する者（これに準ずる者を含む。）が表示し、又は設置するもの
 - (3) 祭典その他年中行事等のためにするもの
 - (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - (5) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの（屋上広告物を除く。）
 - ア 表示面積の合計が3平方メートル以下かつ高さ5メートル以下のもの
 - イ 動光、点滅照明その他これらに類するものを使用しないもの
 - ウ 反射光のある素材を使用しないもの

(付表)

2の(4)のキに掲げる広告物等の表示又は設置をすることができない地域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
一般国道148号	大町市と白馬村との境界から白馬村と北安曇郡小谷村との境界まで	両側各100メートル以内
一般国道406号	一般国道148号との交差点から白馬村と上水内郡小川村との境界まで	両側各100メートル以内
県道白馬美麻線	白馬村と大町市との境界から一般国道148号との交差点まで	両側各100メートル以内
県道白馬岳線	一般国道148号との交差点から終点まで	両側各100メートル以内
県道千国北城線	一般国道148号との交差点から白馬村と北安曇郡小谷村との境界まで	両側各100メートル以内
北安曇郡白馬村道0105号線	一般国道148号との交差点から県道白馬美麻線との交差点まで	両側各100メートル以内
北安曇郡白馬村道0212号線	北安曇郡白馬村道0105号線との交差点から終点まで	両側各100メートル以内

北安曇郡白馬村道 1082号線	一般国道148号との交差点から県道白馬美麻線との交差点まで	両側各100メートル以内
北安曇郡白馬村道 2203号線	県道白馬岳線との交差点から終点まで	両側各100メートル以内
北安曇郡白馬村道 3146号線	県道千国北城線との交差点から北安曇郡白馬村道0105号線との交差点まで	両側各100メートル以内
北安曇郡白馬村道 3149号線	一般国道148号との交差点から県道白馬美麻線との交差点まで	両側各100メートル以内

八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

八ヶ岳エコーライン（次の表に掲げる道路等をいう。）又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、これの両側各300メートル以内の地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

種類及び名称	区間
八ヶ岳西麓広域営農団地農道	県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点から茅野市と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡原村道2007号線	茅野市と諏訪郡原村との境界から諏訪郡原村道2008号線との交差点まで
諏訪郡原村農道4576号線	諏訪郡原村道2008号線との交差点から諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡富士見町道7831号線	諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界から県道茅野小淵沢葦崎線との交差点まで
県道茅野小淵沢葦崎線	諏訪郡富士見町道7831号線との交差点から諏訪郡富士見町道3482号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道7832号線	県道茅野小淵沢葦崎線との交差点から県道立沢富士見停車場線との交差点まで
八ヶ岳西麓広域営農団地農道	県道立沢富士見停車場線との交差点から諏訪郡富士見町道4053号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道4073号線	諏訪郡富士見町道4053号線との交差点から諏訪郡富士見町道4052号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道7833号線	諏訪郡富士見町道4052号線との交差点から諏訪郡富士見町道115号線との交差点まで

（備考） 「広域営農団地農道」とは、広域営農団地農道整備事業による農道をいう。

2 許可及び許可の更新の基準

八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- (2) 地色の彩度8以下であること。
- (3) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (4) 屋上には表示しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関して自己の住居、事業所、営業所等に表示するものの基準

区 分	項 目	基 準
壁 面 広 告 物	表 示 面 積	表示する壁面の面積の5分の1以下かつ1基の表示面積10平方メートル以下
袖 看 板	表 示 面 積	合計5平方メートル以下
	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上の出幅	1メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する 広告物等	表 示 面 積	1面5平方メートル以下かつ1基の表示面積10平方メートル以下
	高 さ	5メートル以下
	道路からの距離	1メートル以上
	そ の 他	掲示板にあっては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

イ アに掲げるもの以外の基準

項 目	基 準
用 途	八ヶ岳山麓景観形成重点地域（平成10年長野県告示第100号で告示された長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第12条第1項に規定する景観形成重点地域をいう。以下同じ。）の住居、事業所、営業所等への案内のためのもの
規 格	縦1.5メートル以下かつ横1メートル以下で、長方形のもの
色 彩	焦げ茶地に白文字のもの

地上からの高さ	3メートル以下
場所及び個数	1地点又は1施設について2個以内
その他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、八ヶ岳山麓景観形成重点地域の他の住居、事業所、営業所等への案内のための屋外広告物を掲出する物件に共同して表示すること。

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

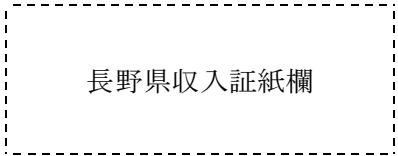
3年

5 適用除外となる広告物等

- (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 祭典その他年中行事等のためにするもの
- (3) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- (5) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの（屋上広告物を除く。）
 - ア 表示面積の合計が3平方メートル以下かつ高さ5メートル以下のもの
 - イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの
 - ウ 反射光のある素材を使用しないもの

一部改正〔平成7年規則25号・8年21号・30号・9年34号・14年24号・17年50号・20年39号〕

(様式第1号) (第13条関係)
(表面)



屋外広告業登録申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話 () 番

屋外広告物条例第19条第1項(第3項)の規定により、次のとおり屋外広告業の登録を申請します。

登録の種類	(該当するものを○で囲むこと。)	
	新規 ・ 更新	
現に受けている登録の 登録年月日及び登録番号	年 月 日	
	第 号	
法人である場合において は、役員の氏名及び役名	氏 名	役 名
未成年者である場合にお いては、法定代理人の氏 名及び住所(法定代理人 が法人である場合にお いては、名称及び住所並 びに代表者及び役員の氏 名)	氏 名 (名 称)	
	住 所	
	代表者及び 役員の氏名	

(裏面)

長野県の区域（長野市の区域を除く。）内において営業を行う営業所の名称、所在地及び業務主任者の氏名	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	

追加〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成24年規則11号〕

(様式第2号) (第13条の3関係)

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

長野県知事 殿

住所
 申請者 氏名 ⑩
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話 () 番

屋外広告物条例第20条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日及び登録番号	年 月 日	
	第 号	
変更の年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
(該当するものを○で囲むこと。) ・氏名又は名称 ・住所 ・代表者の氏名(法人の場合に限る。) ・営業所の名称 ・営業所の所在地 ・役員の氏名(法人の場合に限る。) ・法定代理人の氏名又は名称(未成年者である場合に限る。) ・法定代理人の住所(未成年者である場合に限る。) ・法定代理人である法人の代表者の氏名(未成年者である場合に限る。) ・法定代理人である法人の役員の氏名(未成年者である場合に限る。) ・業務主任者の氏名 ・業務主任者の所属する営業所の名称		

追加〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成24年規則11号〕

(様式第3号) (第13条の4関係)

屋外広告業廃業等届

年 月 日

長野県知事 殿

住所
届出者
氏名 印

屋外広告物条例第20条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした屋外広告業者	登録番号	
	登録年月日	
	氏名又は名称	
廃業等をした日	年 月 日	
廃業等の理由	(該当するものを○で囲むこと。) 廃業・死亡・合併・破産手続開始の決定・解散	
廃業等をした屋外広告業者との関係	(該当するものを○で囲むこと。) 本人・相続人・代表役員(元代表役員を含む) ・破産管財人・清算人	

追加〔平成18年規則11号〕

(様式第4号) (第13条の8関係)

第 号
所 属 職氏名
屋外広告物条例第22条の4第3項の規定による身分証明書
年 月 日交付
長野県知事 印

追加〔平成18年規則11号〕